

事 務 連 絡

令和元年9月13日

千葉県

各 千葉市 民生主管部局 御中

柏 市

船橋市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

厚生労働省老健局総務課

令和元年台風第15号により被災した社会福祉施設等に対する  
関係団体の相談窓口について

先般発生した令和元年台風第15号により、千葉県の広範囲において大規模な停電が発生し、社会福祉施設等における電気や水道等のライフラインの確保について、改めて課題が顕在化しました。

社会福祉施設等においては、日常生活上の支援が必要な要配慮者が多数利用していることから、ライフラインが長期間寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがあります。

停電の解消には一定の期間を要する状況ですが、医療的配慮が必要な入所者等については、電気や水道が確保された社会福祉施設等に一時避難する等、緊急的な対応が必要となるため、厚生労働省と関係団体で協議し、下記のとおり、関係団体がこれらの施設に対する相談窓口を設置することとなりました。

貴県・市におかれては、貴管内市町村及び社会福祉施設等に対する周知にご協力をいただくとともに、連絡先にある関係団体とも緊密に連携し、必要な場合には、これらの施設に対し、必要な支援を行って頂きますよう、お願いいたします。

## 記

### 1. 相談対象

令和元年台風第15号による、電力不足や水不足等により事業継続に影響が出ている社会福祉施設等や、入所者等を一時避難させる必要がある社会福祉施設等又は多数の避難者の受入れを行っている社会福祉施設等

### 2. 相談内容

- ・ 医療的配慮が必要な入所者等の支援・受入先施設の調整に関すること。
- ・ 避難者の受入等により、人手が不足する場合の応援職員に関すること。
- ・ 停電等の影響による電力不足や、断水に伴う飲料水・生活用水など不足する物資、その他当面の運営継続に必要な内容に関すること。

### 3. 連絡先

別紙のとおり

なお、社会福祉法人及び各関係団体に未加入の法人が運営する施設であって、児童福祉施設等連絡先の記載がない施設種別の場合は、千葉県社会福祉法人経営者協議会（経営協）が連絡先となります。